

沖縄美ら島財団助成事業
実施要領

要 領 第 20 号
施 行 平成 20 年 9 月 1 日
最終改訂 平成 28 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「財団」という）が行う公募による助成事業の対象者選定及び助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 助成事業の選定基準

(助成事業の対象)

第 2 条 助成の対象となる調査研究・技術開発及び普及啓発活動（以下「調査研究等」という）は、次の各号にあげるものとする。

- (1) 亜熱帯性動物に関する調査研究及び技術開発
- (2) 亜熱帯性植物に関する調査研究及び技術開発
- (3) 沖縄の歴史・文化に関する調査研究及び技術開発
- (4) 公園機能の向上に関する調査研究及び技術開発
- (5) 自然環境保全とその適正な利用に関する普及啓発活動等

2 調査研究等の計画および方法が目的を達成するために適切であり、かつ充分な成果を期待しえること。

(助成事業者の対象)

第 3 条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」）は次の各号の要件に適合しなければならない。

- (1) 大学、公益法人、NPO、民間企業等の個人または団体で、18歳以上であること。
- (2) 調査研究等を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
- (3) 過去に助成対象者として不適当と認められる行為がなかったこと。

(審査選定基準)

第 4 条 財団は、助成の対象となる調査研究等を選定するために必要な事項を別に定める。

第 3 章 助成の方法

(募集要領)

第5条 財団は、助成事業を公募するために必要な事項を募集要領に定めることとし、公募時に公表するものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、助成申請書〔様式1〕を定められた期日までに財団に提出しなければならない。

2 申請書の提出期間については毎年財団が定め、募集要領において公表する。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、調査研究及び技術開発について研究期間の長短に関わらず1件当たりの上限を100万円、普及啓発等活動について1件当たりの上限を30万円とする。

(助成期間)

第8条 助成対象期間は、原則1年間とする。ただし、調査研究等の都合上、複数年にわたる実施が必要な場合は、最長3年間の期間申請を認めることとする。また、当初予定した期間を超えて調査研究等を行う際には、継続の申請があれば可能とする。ただし、助成対象期間は、当初予定期間を含めて最長3年とする。

(助成の決定通知)

第9条 財団は、第5条及び第6条の規定による助成申請書等の提出があったときは、当該要望に係る事項を審査の上、必要に応じて調査等を行い助成しようとする調査研究等及び交付しようとする助成金の額を決定し、助成決定通知書〔様式2〕を助成対象者に送付するものとする。

2 財団は必要と認めたときは、助成申請書を提出した助成対象者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

(助成金の支給)

第10条 財団は、事業開始時に助成額の全額を支給するものとする。

2 前条第1項の規定による助成決定通知書を受けた助成対象者は、助成金請求書〔様式3〕及び実施計画書〔様式4〕を定められた期日内に財団へ提出するものとする。財団は、当該請求書及び、計画書を受理してから30日以内に助成金を支給するものとする。

3 助成金の支給については、原則、助成対象者本人名義の口座振り込みとする。所属機関等を代理人として助成金受領を委任する場合、委任状〔様式5〕を財団へ提出するものとする。

4 財団は、上記方法以外による助成金支給には、原則応じない。

(助成金の使用制限)

第11条 助成対象者は、助成金の交付が決定した調査研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

- 2 次の各号にあげる経費は助成の対象として認めない。
 - (1) 事務所管理費（事務所借り上げ料、光熱水費等）
 - (2) 申請団体職員、申請者本人および共同研究者的人件費
 - (3) 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金等
 - (4) 機材又は備品の購入費で助成額全体の10%を超えるもの
 - (5) 助成を受けた研究を含む成果発表を目的とした学会参加費及びその旅費等
 - (6) 助成を受けた研究を含む論文投稿費及び英訳依頼費等
 - (7) その他（飲食費、備品の修理費、建物・施設の修繕費等）

(中間報告)

第12条 助成対象者は、調査研究等の開始6か月を経過した時点で、調査研究等の進捗状況及びその経費の使用状況について助成事業中間報告書〔様式6〕により、財団へ報告しなければならない。報告書には支払明細書（原本）を添付するものとする。

2 財団は提出書類をもとに調査研究等の進行状況および助成金の用途について審査し、必要に応じて改善の指示を出すこととする。審査後、支払明細書（原本）については返却せず、事務局保管とする。

(調査研究等内容の変更)

第13条 助成対象者が、調査研究等の内容及びその経費の配分の変更をしようとするときは財団へ報告し、その指示を受けるものとする。財団は必要に応じ助成決定事業変更申請書〔様式7〕の提出を求めるものとする。ただし、調査研究等の内容の変更については軽微なもののみ変更可能とする。

(調査研究等の中止)

第14条 助成対象者が調査研究等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ財団に助成決定事業中止申請書〔様式8〕を提出し、その承認を受けなければならない。

(調査研究等の遅延)

第15条 助成対象者が、助成対象期間内に調査研究等が完了することが出来ないと見込まれる場合には、直ちに助成決定事業遅延申請書〔様式9〕を財団へ提出し、その指示を受けるものとする。

2 財団は必要と認めた時は、助成対象者に対し助成事業中間報告書〔様式6〕の提出を

求めるものとする。

(完了報告及び支出実績報告)

第16条 助成対象者は、調査研究等の完了の日から起算して30日を経過した日までに助成決定事業完了報告書〔様式10〕及び助成金支出実績報告書〔様式11〕により研究成果（活動報告）及び支出実績について財団に報告しなければならない。なお、当該支出実績報告書には、中間報告以後に発生した支払明細書（原本）を添付するものとし、日付の記載が無いものについては対象外とする。

- 2 研究成果は、財団が発行する事業報告書や財団ホームページ等へ掲載を行うことがある。また、財団が行う発表会等における研究成果の報告を行うこととする（各研究者につき1回程度）。この場合、発表会等に係る1人分の旅費等の経費は財団が負担する。

(助成金の額の確定及び通知)

第17条 財団は、前条の規定による実績報告書及び支払明細書を受理した場合はこれを審査し、その報告に係る調査研究等の実施成果が第9条第1項の規定による助成決定の内容に適合すると認めたときには、交付すべき助成金の額を確定し、助成額確定通知書〔様式12〕により助成対象者に通知するものとする。また、返還額が発生した場合、同書類により返還請求を行うものとする。

(助成金の清算)

第18条 助成対象者は、助成金の前条の規定による確定通知書および返還請求書を受理した後未使用分または財団が対象外と認めた分の助成金について、30日以内に財団が指定する口座に返還するものとする。

(助成決定の取消し)

第19条 財団は、第12条規定による中間報告の他、必要と認めた時には中間報告〔様式6〕を求めることができるものとする。次の各号に該当する場合、または、研究期間が完了予定日を経過した場合で第3号に該当する場合には、助成の決定について一部又は全額を取消すものとし、期限を定めて助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 助成対象者が、支出計画書の経費以外の用途に助成金を使用した場合又は支出しなかった経費がある場合は当該助成金額
(2) 助成対象者が調査研究等を中止した場合は助成金の全額
(3) 財団が調査研究等の履行が不可能と判断したものについては、調査研究等の内容を検討した上で助成金の一部または全額

2 財団は、前項の規定による助成の一部又は全額の返還を求めるときには、助成決定取消し通知書〔様式13〕により、助成対象者に通知するものとする。

3 助成対象者は、前項の規定による助成決定取り消し通知書を受け取った場合、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

(知的財産の所属)

第20条 調査研究・技術開発助成の結果生じた知的財産権の帰属は、調査研究者にあり、財団はこれを要求しない。但し、研究の成果に関して特許等を得た際は、公報の写し等を財団に提出するものとする。

(成果の外部公表)

第21条 学会誌等に研究成果を掲載する場合またはマスコミ等で成果を公表する場合は、財団の助成事業である旨を明記するものとする。

(その他)

第21条 この要領によりがたい場合の取扱は財団と助成対象者との協議によるものとする。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。